生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の 事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策として、環境税の創設や温室効果ガスの国内排出量取引制度の実施等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、中長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国と自治体の役割を明確にし、具体的で実現可能な工程を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

- 2. アスベスト対策について
- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を整備するとともに、その実態を解明し、結果の公表を行うこと。
- (2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な 財政措置等を講じること。
- (3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。また、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路・使用実態等の情報提供を適切に行うこと。
- 3. 浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲の拡大及び財政措置の拡充を 図ること。

また、合併処理浄化槽の普及促進に向け、財政措置の拡充を含め、支援措置を充実すること。

- 4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。
- 5. 国立公園については、関係自治体と連携しながら、国の責任において適切

な管理・保全を行うとともに、山岳トイレ等の整備に対し、十分な財政措置 を講じること。

- 6. 都市自治体が実施する特定外来生物の駆除事業等について、更なる支援措置を講じること。
- 7. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。